

要領交付緊急事業費補助緊急整備環境入旅行者外国人曰訪

平成28年4月11日	国総支第3号 国鉄都第6号-2 国鉄事第10号 国自旅第6号 国海内第3号 観観産第2号 観参第7号
平成28年6月10日	国総支第24号 国総物第17号 国鉄総第49号 国鉄都第37号 国鉄事第71号 国自旅第48号 国海内第28号 国港産第27号 国空企第33号 国空事第1088号 観参第50号
平成28年11月28日	国総支第44号 国総物第65号 国鉄総第185号 国鉄都第74号 国鉄事第199号 国自旅第209号 国海内第108号 国港総第303号 国空企第123号 国空事第4464号 観参第187号
平成29年3月15日	国総支第62号 国総物第102号 国鉄総第297号 国鉄都第133号 国鉄事第320号 国自旅第377号 国海内第172号

国港総第 4 9 2 号
国空ネ企第 1 7 0 号
国空事第 7 2 5 3 号
国空環第 7 9 号
観参第 2 6 7 号
平成 30 年 3 月 28 日 国総支第 6 4 号
国総物第 1 4 5 号
国鉄総第 3 2 7 号
国鉄都第 1 7 9 号
国鉄事第 2 5 8 号
国自旅第 2 9 6 号
国海内第 1 8 9 号
国港総第 5 9 9 号
国空事第 1 0 7 4 号
国空業第 1 6 7 号
観観産第 8 3 1 号
観参第 2 9 6 号
平成 30 年 10 月 4 日 国鉄総第 2 0 2 号
国自旅第 1 6 0 号
国海内第 6 7 号
国港総第 3 4 5 号
国空事第 8 2 8 号
国官参空第 2 4 号
観参第 2 7 1 号
平成 31 年 2 月 19 日 国総支第 4 4 号
国鉄総第 3 4 5 号
国自旅第 2 3 1 号
国海内第 2 0 8 号
国空事第 1 4 8 3 号
国官参空第 6 4 号
観観産第 6 4 2 号
観参第 6 0 4 号
平成 31 年 4 月 26 日 国総支第 1 6 号
国総物第 1 5 号
国鉄総第 4 7 号
国鉄都第 4 2 号
国鉄事第 4 5 号
国自旅第 3 3 号

国海内第24号
国港総第63号
国空事第141号
国官参空第13号
観観産第23号
観参第107号
令和元年6月25日 観参第287号
令和2年2月13日 観観産第747号
観参第1013号
令和2年3月30日 国総地第72号
国総物第695号
国鉄総第475号
国鉄都第231号
国鉄事第436号
国自旅第318号
国海内第123号
国港総第692号
国官参空第103号
観観産第929号
観参第1211号
令和2年4月7日 国総地第4号
国鉄総第3号
国鉄都第17号
国鉄事第5号
国自旅第2号
国海内第3号
国海外第2号
国港総第6号
国官参空第2号
観観産第3号
観参第5号
令和2年7月3日 国総地第39号
国総毛第20号
国鉄都第55号
国鉄事第105号
国自旅第85号
国海内第31号
国海外第72号

国官参空第47号
観觀産第232号
観参第355号

この実施要領は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（令和2年7月3日国総地第38号、国総モ第19号、国鉄都第54号、国鉄事第104号、国自旅第84号、国海内第30号、国海外第71号、国官参空第46号、観觀産第231号、観参第354号。以下「交付要綱」という。）のほか、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の交付等訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の実施に当たって必要な事項を定める。

I. 宿泊施設インバウンド対応支援事業

実施に当たって、別途公募要領を定めることとする。

II. 交通サービスインバウンド対応支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、交通サービスインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に要望を提出する。

補助対象事業者は、要望を提出するに当たり、要望する事業内容と周辺観光地における訪日外国人旅行者の受入に関する施策との関連性を明記する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

なお、事業完了後に完了実績報告をする場合、多言語表記を実施することが望ましいとされている事項については、必要に応じて、実施している又は実施したことを証明する工事請負契約書、写真等の書類を添付する。

②全ての種目に共通する事項

（観光施策との調和について）

本事業は、訪日外国人の入国から目的地までの移動にかかる受入環境整備を支援することを目的としている。また、地域ブロックにおける観光施策との整合を図る必要があり、具体的には、

- 1) 訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」
- 2) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。）に基づき、自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であって、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進する「観光圏」等の施策との調和を図る必要がある。

（多言語表記について）

「多言語表記」については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可

可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成25年6月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」という。）、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成25年6月）（以下、「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」という。）を参考とする。

（無料公衆無線LAN環境の整備）

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク Japan.Free Wi-Fi（以下「シンボルマーク」という。）の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこととする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放時

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※3）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人旅行者等）はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの

対応が必要となる。

(トイレ施設内や入口ドア等における表示について)

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗净便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして JIS Z 8210 に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

(事業評価について)

補助金の交付を受けて車両・船舶（観光列車、バス・タクシー車両及び船舶に限る。）の導入・改造等を行い、当該車両を公共交通事業者に貸与する者（観光列車を他の鉄軌道事業者に貸与する鉄軌道事業者を含む。）は、交付要綱第50条から第52条に規定する事業評価の実施について、公共交通事業者等と共同して行うことができる。

2. 交通サービス利便向上促進事業(II.3.に定める事項を除く。)について

①全ての種目に共通する事項

(交通系ICカード)

サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

(軽微な変更に係る取扱い)

交付要綱第36条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第2－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

(無料公衆無線LAN環境の整備)

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））を対象とする。このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する施設等に付することとする。

(案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の

多言語又はピクトグラムによる表記、案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入）

1) 案内標識とは、誘導サイン類（施設内の方向を指示するのに必要なサイン）、位置サイン類（施設等の位置を告知するのに必要なサイン）、案内サイン類（乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。）、規制サイン類（利用者の行動を規制するのに必要なサイン）を多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

2) 可変式情報表示装置とは、LED、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

3) ホームページ（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）とは、補助対象事業者が管理運営する経路検索又は予約システムを備えたウェブサイト（新規開設及び多言語化に伴い新たに経路検索又は予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。

経路検索とは、乗換案内情報等を提供するシステムの整備に要する経費（乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用を含む。）を対象とする。また、予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約ができるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

4) 案内放送の多言語化とは、多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。また、旅客施設や車内等における案内放送を訪日外国人旅行者のスマートフォン等に多言語表示させるためのシステム導入に要する経費についても補助対象とする。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

5) 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが多言語により運行情報等を提供することや訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用する機器である。

なお、通信費等の当該多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の維持に関する経費は補助対象としない。

また、多言語案内・翻訳用タブレット端末においては、多言語案内・翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握する。

この他、路線図、時刻表等、訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることとする。

- 6) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用（アプリケーション導入に伴う費用）等とする。
- 7) 事故・災害時等においても、案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ、案内放送、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等により、運行情報等の訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報を多言語で提供することとする。

（非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備）

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

1) 非常用電源装置

旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

2) 情報端末への電源供給機器

事故・災害時等において、訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附隨するもの。

本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、旅客施設や車内・船内において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

（クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムの導入）

- 1) クレジットカード等の利用又はQRコード決済を可能とするシステムについては、その導入・改造に要する経費（システム開発費及び設備整備費等）を補助対象とする。
- 2) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕及び代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

（企画乗車船券のICカード化）

- 1) ICカード企画乗車船券の補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ

事業者に対して補助するものとする。

2) 補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

なお、ICカード企画乗車船券の利用エリアには、補助対象外の事業者の路線を含んでも構わない（ただし、補助対象外の事業者への補助はできない。）。

3) 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

4) ICカード企画乗車船券の補助対象経費は、システム開発・改修費用、設備整備費用、ICカードの製作費用、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用、プロモーション費用及び協議会運営費用等とする。

なお、ICカード企画乗車船券の導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

5) 販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、ICカード企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況及び利用状況等を把握するものとする。

(トイレの洋式化及び機能向上)

車内・船内及び旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とし、補助対象設備は以下のとおりとする。

1) 補助対象経費

次に掲げるア又はア及びイを実施する場合、整備に係る設計、機器購入、工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具、電気設備等及び工事管理等）に要する経費を補助対象とする。

ア 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器及び洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

イ 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目にかかる設計・工事（外装工事を除く。）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座、暖房便座
- ・ハンドドライヤー
- ・洗面器（自動水栓化等）

- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED 照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く。）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・掃除流し
- ・その他

2) 補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・土地の取得
- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化トイレ施設外の電気・配管及び浄化槽の設置等）
- ・軀体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）
- ・多機能トイレの設置

（企画乗車船券の造成等）

補助対象事業者が、複数の公共交通事業者である場合には、当該公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

補助対象事業者が、公共交通事業者から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

補助対象経費は、企画乗車船券発行等に要する、券片の製作費用、システム開発・改修費用（補助対象事業者が単独の公共交通事業者である場合を除く。）、販促物作成費用、ウェブサイト製作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等とする。

なお、当該企画乗車船券導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

企画乗車船券の造成等に当たっては、あらかじめ、交付要綱第31条の観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議、広域観光周遊ルート形成促進事業の実施体制、日本版DM

○候補法人としての登録を受けた法人をはじめとする協議会等において、当該地域の既存の企画乗車船券に係る商品内容等と、訪日外国人旅行者の周遊状況との整合について確認するとともに、新たな企画乗車船券の造成等の必要性の有無について充分な議論を行うことが望ましい。

企画乗車船券の販売に際し、補助対象事業者は、国を通じて日本政府観光局に対し、多言語による当該企画乗車船券に関する情報を通知し、同局はホームページにおいて、当該情報を掲載する。あわせて、他の媒体による訪日外国人旅行者への効果的なプロモーションを実施するものとする。

企画乗車船券の販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

なお、交付決定に際しては、当該企画乗車船券の対象事業者が多岐にわたるもの等造成等により大きな労力を要すると見込まれるもの、商品内容や販売促進に関する創意工夫が大きいもの等が優先的に採択される。

②種目ごとの事項

(鉄道)

1) 補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び大阪駅から半径 50 キロメートル、名古屋駅から半径 40 キロメートルの範囲を除く地域の路線とは、別添 1 のとおりとする。

また、地方交通線とは、当該営業線区間における前々年度の旅客輸送密度が 8,000 人／日未満の路線とする。

2) 鉄道車両への補助

鉄道車両におけるトイレの洋式化及び機能向上については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

3) IT システム等の高度化関係

ア 交通サービス利便性向上のため、交通系 IC カードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行い、駅においては駅名等を多言語化する

ことが望ましい。ただし、車両内における多言語での情報提供は車両内放送設備によるものも含む。

イ 鉄道における「ロケーションシステム」とはG P S等を用いて列車の位置情報を収集し、駅の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン（携帯電話やタブレット端末を含む）、パソコンに運行情報を提供するシステムのことをいい、その導入については多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して提供する場合には、訪日外国人旅行者が当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅を中心に、無料公衆無線L A N環境の整備を促進することとする。

また、ロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停車駅に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

4) 車両における荷物置き場の設置

鉄道車両内において、ラゲッジラックの設置等により大型荷物スペースを確保するために必要な車両の改良に要する経費を補助対象とする。

5) 観光列車の導入・改造

観光列車の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用及び翻訳費用を含む。）。

地域の観光資源・観光関係者と連携して、景色や食事を楽しむなど、移動そのものが観光資源となるもので、利用者への応対が多言語で対応しており、訪日外国人旅行者向けの商品展開を図るものに限る。

寝台列車は補助対象外とする。

6) サイクルトレインの導入・改造

自転車を解体せずに乗車することができ、利用者への応対が多言語で対応している鉄道車両の導入・改造等に要する経費、駅施設において自転車を持ち込むためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用及び翻訳費用を含む。）。

（自動車）

1) 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

2) 公共車両優先システム（P T P S）に係る車載器の整備関係

公共車両優先システム（P T P S）に係る車載器の整備については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

ア 空港アクセス

公共車両優先システム（P T P S）を使用する路線の起終点であるバス停のいずれかを空港（空港法施行令（昭和31年政令第232号）第1条に規定する別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられた空港及び同施行令附則第2条に掲げられた空港を指すものとする。）とする路線又は空港を経由する路線であって、専ら当該空港を利用する旅行者等のために直行、あるいはこれに準じた経路で、所定の航空ダイヤに接続するよう、バスダイヤを設定している路線とする。

なお、空港のバス停箇所は、空港内のバスターミナルのほか、空港外において当該空港を利用するため設置された場合も含むものとする。

イ 観光周遊

公共車両優先システム（P T P S）を使用する路線が、以下、aからcまでのいずれかの地域内を運行している場合で、かつ、地域内の観光地に設置されたバス停を複数経由する路線とする。

さらに、当該路線の起終点のバス停については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外の場合も対象とする。

なお、本項における観光地とは、名所旧跡、景勝地など広く一般的に知られているものに加え、地域内で観光箇所として認められる場所や施設（飲食、小売店等）についても広く観光地として捉えるものとする。

- a 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取組む地域
- b 観光圏整備実施計画（観光圏整備法第8条の規定に基づく計画をいう。以下同じ。）の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c その他、上記a及びbに準じて、訪日外国人旅行者の受け入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

3) 外国語接遇等の研修関係

スタッフのための外国語接遇等の研修（バス、タクシー及びレンタカーに限る。）については、訪日外国人が言葉の不安を感じることなく、バス、タクシー及びレンタカーを利用できるようにするために、ドライバーや窓口スタッフ（電話等で応対するスタッフを含む。）に対して、外国語接遇研修を実施するために要する経費を補助対象とする（多言語研修、接遇研修、災害対応訓練研修、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費及び研修委託料を対象とする。ただし、人件費は除く。）。

4) I T システム等の高度化関係

交通系 I C カード（バスに係るものに限る。以下この項同じ。）の利用を可能とするシステム、バスロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）の導入その他 I T システム等の高度化については、センターシステム、営業所システム、窓口システム、データ分析システム、交通系 I C カード（全国相互利用可能なものであって、補助対象期間内に利用者に配付されたことが文書により確認可能なものに限る。）の購入等に要する費用を補

助対象経費とする。

また、交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車内においては次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。

バスロケーションシステムについては、ロケーションに係る情報を多言語化して情報提供するものに限るとともに、標準的なバス情報フォーマットを使用するシステムが望ましい。

なお、当該情報がインターネットのみで提供される場合にあっては、外国人旅行者が当該情報を容易に得ることができるよう、ロケーション情報が提供される路線のうち、少なくともターミナルや主要バス停において、無料公衆無線LAN環境の整備を促進すること。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、車両内においては次停留所に関して多言語で情報提供を行うことが望ましい。

なお、サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費についても補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

5) レンタカーのETCカード対応関係

レンタカーのETCカード対応を可能とするシステムについては、訪日外国人旅行者に対しETCカード貸し出しサービスを提供している事業者が、ETC利用料金を精算するために使用するカードリーダー、プリンターの導入等に要する経費を補助対象とする（ETC車載器を除く。）。

6) レンタカーの外国人ドライバー支援

観光地を周遊するに当たり、訪日外国人旅行者が自らレンタカーを運転する際の負担を軽減するための以下の取組を補助対象とする。

ア 日本の交通ルール（地図及び地域の観光情報を含む。）を説明した多言語パンフレット作成費用

イ 訪日外国人が運転していることを示す専用ステッカー作成費用

ウ 日本の交通ルール、災害・交通事故時の対応方法及び地域の観光情報を含む訪日外国人旅行者にとって役に立つ情報を多言語で提供できるドライブ支援アプリ開発費用

7) ジャンボタクシーの導入関係

ア 6人乗り（運転手を除く。）以上のワゴンタイプのタクシー車両の導入・改造に係る経費を対象とする。

イ ジャンボタクシーの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。

a 空港アクセス

空港（2. ②（自動車）2）アに規定する空港と同じ。）内のタクシー乗り場を

発着地として運行するジャンボタクシー

b 観光周遊

以下、i から iii までのいずれかの地域内において、観光地（2. ②（自動車）2）イに規定する観光地と同じ。）を周遊するジャンボタクシー

なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル及び旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。

- i 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取組む地域
- ii 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- iii その他、上記 a 及び b に準じて、訪日外国人旅行者の受け入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

ウ インバウンド対応の多様化について

ジャンボタクシーを導入・改造する際は、主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、当該車両にクレジットカード等のキャッシュレス決済機器を搭載する車両に限る。

なお、当該車両に多言語案内・翻訳用タブレット端末等の外国人とコミュニケーションをとるための設備を備えるとともに、運転手が一定の接遇マナーを備えること、当該車両が待機する空港やターミナル駅等において専用乗り場を設置すること等、さらなるインバウンド対応も行なうことが望ましい。

8) サイクルバスの導入関係

自転車を解体せずに乗車することができ、利用者への応対が多言語で対応している車両の導入・改造等に要する経費及び旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト製作費用及び翻訳費用を含む。）。

9) オープントップバス・水陸両用バス等の導入関係

オープントップバス・水陸両用バス等の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用及び翻訳費用を含む。）。

なお、利用者への応対が多言語で対応している車両に限る。

（海事）

1) 交通サービス利便性向上のため、交通系 IC カードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、船内においては次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客船ターミナルにおいてはターミナル名等を多言語化することが望ましい。ただし、船内における多言語での情報提供は船内放送設備によるものも含む。

また、船内座席の個室寝台化等については既存船に限り、大型手荷物スペースの設置を含み、風呂・トイレ施設の設置は除く。

加えて、船内座席の個室寝台化については中長距離の航路に就航するものに限るこ

ととする。

2) サイクルシップの導入関係

自転車を解体せずに乗船することができ、利用者への応対が多言語で対応している船舶の導入・改造等に要する経費、旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト製作費用及び翻訳費用を含む。）。

3. 交通サービス利便向上促進事業（うち移動等円滑化、LRT・BRTシステムの整備及び超小型モビリティの導入に要する経費関係）について

①全ての種目に共通する事項

バリアフリー化設備等の整備においては「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」又は「バリアフリー整備ガイドライン 車両等編」を参考とする。

（軽微な変更に係る取扱い）

交付要綱第36条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第2－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

②種目ごとの事項

（鉄道）

1) 鉄軌道駅関係

ア 鉄軌道駅における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

a 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

b 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

c 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

イ エレベーター、スロープ及び多機能トイレの設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

2) LRTシステムの整備関係

ア LRTシステムの整備に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費につ

いては、以下のものとする。

a 附帯工事費

停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に伴う旅客施設の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

b 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

イ 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、以下に規定するaからcまでのいずれかの地域とする。

a 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取組む地域

b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

c その他、上記a及びbに準じて、訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

ウ 交付要綱別表2（注）5.に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該LRTシステムの整備の実施が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画（同法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。）に明確に位置づけられる（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号。以下「活性化法施行規則」という。）第33条第1号に掲げる「関連して実施される事業」として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該LRTシステムの整備が実施される鉄軌道の沿線市区町村において、活性化法施行規則第9条の2各号に掲げるいずれかの事業（以下②において「計画事業」という。）が実施される場合であって、当該計画事業が当該鉄軌道と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該鉄軌道が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。

（自動車）

1) 交付要綱別表2に定めるバス・タクシー車両の移動等円滑化に係る事業については、以下のとおりとし、あわせて多言語化、無料公衆無線LAN環境の整備又はキャッシュレス対応のいずれかを行うこととする。

ア バス車両に係る車載機器類の取扱い

バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

a ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

b ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置

c ABS装置

- d 車椅子固定装置、床の滑止め加工
 - e 上記a からd までに掲げるものの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの
- イ 一般乗合旅客自動車運送事業者のバス車両の導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊の対象範囲について
- ノンステップバス、リフト付バスの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は交通サービス利便向上促進事業における公共車両優先システム（P T P S）に係る車載器の整備の場合と同様とする。
- ウ ノンステップバス又はリフト付バス車両は、車内において次停留所名に関する多言語による情報提供を行うことが望ましい。
- エ ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類の取扱い
- ユニバーサルデザインタクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする
- a 車いす等固定装置
 - b 車いす用シートベルト
 - c 手すり
 - d 点滴等フック固定装置
 - e 車いす用ヘッドレスト
 - f 上記a からe までに掲げるものの他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの
- オ ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る空港アクセス又は観光周遊に使用するものの対象範囲について
- ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造については、空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限ることとしているが、その対象範囲は次のとおりとする。
- a 空港アクセス
 - 空港（2. ②（自動車）2）アに規定する空港と同じ。）内のタクシー乗り場を発着地として運行するユニバーサルデザインタクシー
 - b 観光周遊
- 以下、i からiii までのいずれかの地域内において、観光地（2. ②（自動車）2）イに規定する観光地と同じ。）を周遊するユニバーサルデザインタクシー
- なお、タクシー乗り場については、旅行者等が当該地域へ乗り入れるために利用する交通施設（鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等）の所在地が当該地域外にある場合も対象とする。
- i 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取組む地域
 - ii 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
 - iii その他、上記i 及びii に準じて、訪日外国人旅行者の受け入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

カ インバウンド対応の多様化について

主として訪日外国人旅行者に利用されることを目的として、当該車両の運転手が一定の語学力やマナーを備えていること、当該車両が待機するターミナル駅において専用乗り場が設置されていること等さらなるインバウンド対応に向けた検討を行うことが望ましい。

2) バスターミナル、タクシー乗り場関係

ア バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

a 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

b 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

c 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

イ バスターミナル、タクシー乗り場における段差の解消（エレベーター、スロープ等）及び多機能トイレの設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

3) BRTシステムの整備関係

ア 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、2.②(自動車)2)イに規定するaからcまでのいずれかの地域とする。

イ 補助対象経費は、連節ノンステップバスの導入及びこれと一体的に整備する停留所施設（停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等）、公共車両優先システム（PTPS）車載器及びバス車内の乗継情報提供システムの整備等（以下、ウにおいて「BRTシステム整備」という。）に要する費用とする。

ウ 交付要綱別表2（注）5.に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該BRTシステム整備の実施が再編計画に明確に位置づけられる（関連事業として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該BRTシステム整備が実施される運行系統の沿線市区町村において、計画事業が実施される場合であって、当該計画事業が当該系統と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該運行系統が複数の市区町村に跨がる場合は、それぞれの市区町村において上記要件を充足することが必要である。

4) 交付要綱別表2に定める超小型モビリティの導入に係る事業については、以下のとおりとする。

ア 補助対象超小型モビリティ

補助対象となる超小型モビリティは、国土交通省において認定を受けた車両に限るものとする。車載機器類については、申請内容に基づき、その仕様を審査し、補助対象としての適否を判断するものとする。

イ 超小型モビリティ導入補助対象者要件

a 高速道路等を除く場所であり、地方公共団体により、交通の安全と円滑化を図るための運行実施体制が確保されている場所を用意できること。

b 補助対象事業の成果を得るために、適切な事業管理能力を有すること。

c 民間事業者、協議会においては地域を管轄する地方公共団体と連携すること。

ウ 超小型モビリティに係る観光周遊に使用するものの対象範囲について

超小型モビリティの導入については観光周遊に使用するものに限るとしているがその範囲は以下のとおりとする。

a 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取組む地域

b 観光圏整備実施計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域

c その他、上記a及びbに準じて、訪日外国人旅行者の受け入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

(海事)

1) 旅客船における段差の解消及び多機能トイレの設置等に当たっては、多言語環境が整備されている旅客船又は段差の解消及び多機能トイレの設置等とあわせて多言語環境を整備する旅客船を補助対象とする。

2) 旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）及び多機能トイレの設置等並びに旅客船における段差の解消（タラップ、エレベーター、客席及び手すり等）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

3) 旅客船ターミナルにおける段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）及び多機能トイレの設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

4) 旅客船における段差の解消及び多機能トイレの設置等に当たっては、旅客船バリアフリーガイドライン（平成19年3月）における推奨基準に可能な限り適合させるものとする。

(航空)

1) 航空旅客ターミナル施設等における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋、スロープ式タラップ等）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア 附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

2) 航空旅客ターミナル施設等における段差の解消（エレベーター、スロープ、航空旅客搭乗橋、スロープ式タラップ等）及び多機能トイレの設置等に当たっては「ピクトグラム」に加え、多言語表記を行うことが望ましい。

4. インバウンド対応型鉄道車両整備事業(第3編第2節第2款)について

案内表示装置（車内）、車内放送装置、行先・車両種別表示（車外）等については、新設だけでなく、サービス提供区域・路線・車両の拡大等、機能の明確な向上を伴う場合にも補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

また、車両内において次停車駅に関して多言語で情報提供を行うこととする。車両設備の整備には、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備を含む。

なお、車両設備の整備等の「等」とは、大規模修繕（車両検査を含み、単なる部品交換や点検等あるいは全般検査等と一体に行わない小規模なもの（車両削正等）を除く。）とする。

ただし、安全性の向上に資する車両（冷暖房化を除く。）、走行装置、動力発生装置、ブレーキ装置等の整備及び大規模修繕については、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を併せて実施する場合（既に実施されている場合を含む。）に限り補助対象とする。

（軽微な変更に係る取扱い）

交付要綱第57条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第2-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

5. 交通サービス調査事業について

①協議会について

交付要綱第59条第2項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、交通サービス調査事業のために新たに設置する必要はなく、活性化再生法第6条第1項に基づく協議会、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場合に、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討に必須となる関係者が実質的に参加していればよい。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市区町村単位、輸送機関単位、事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることでもよい。

②二次交通対策について

交通サービス調査事業においては、二次交通対策として、観光地に直接アクセスするもの（複数の交通機関を乗り継いで移動する場合を含む。）に係る取り組みを補助対象とする。したがって、空港～新幹線駅間、新幹線駅～地域の乗継拠点間等、専ら交通拠点間のみの交通サービスに係る調査に係る事業は補助対象としない。

また、施設等の整備を目的とした事業は補助対象としない。

③調査事業

1) 補助対象となる調査

協議会又は地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者等の移動を円滑に行うための交通サービス（二次交通対策に係るものに限る。）に関する調査が補助対象となる。

2) 訪日外国人旅行者を含む利用者への周知事業の費用

当該地域を訪問した訪日外国人旅行者等に対して観光地まで円滑に移動を行うための公共交通に関する情報等の周知を行うことによる、訪日外国人旅行者等の行動変容可能性や効果を調査・検討するために実施するものが対象となる。誘客を目的とした周知事業や、継続的に実施する周知事業、当該周知事業を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、案内板製作費用・システム開発費用等、利用促進事業で補助対象とならない費用は調査事業においても対象とならない。

3) 実証調査の取扱い

本事業は、あくまで訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための交通サービスの検討のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

④利用促進事業

1) 利用促進に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進に係る事業については、以下のとおりとする。

ア 公共交通マップ、総合時刻表等の作成（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等（他地域からの来訪者のみならず地域住民を対象としたものも含む。）の作成・配布に要する経費

イ 公共交通・乗継情報等の提供（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）に要する経費

WEBページ作成費（保守管理費を除く。）、ポスター等作成費、広報費、乗り換え案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用

ウ 訪日外国人旅行者等向けの割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費（乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。）、広報費、調査費等（割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。）

エ 地域におけるワークショップ等の開催に要する経費

会場借料、講師招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、訪日外国人旅行者等が移動を円滑に行うための利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するものに限り、イベント開催費用を含まない。）

（注）上記アからエまでのいずれにおいても施設整備やシステム整備は補助対象としない。

また、観光スポットの紹介等を主たる内容とするパンフレット、WEBページの作成等、誘客を目的とした取り組みは補助対象とならない。

2) 利用促進の効果等の評価に係る事業

交付要綱別表3に定める補助対象経費のうち、利用促進の効果等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。

ア 効果検証のための発着地（OD）調査や満足度調査等のフォローアップ調査費
事業の効果検証のための調査に要する経費

（注）協議会の決定に基づき実施した事業又は地方公共団体が実施した事業（過年度に実施したものを含み、当該補助金の交付を受けて実施したものに限らない。）の効果検証のための調査に限る。OD調査や満足度調査であっても、これらに該当しない調査は補助対象としない。

イ 協議会開催等の事務費

会場借料、専門家招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（協議会又は地方公共団体の主催により、評価を実施するものに限る。）

（注）イに掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

⑤事業規模と補助額について

1 の補助対象事業者において、1 の会計年度当たりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。

また、利用促進事業については、事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、調査事業、利用促進事業いずれについても、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

⑥補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第63条第2項（第82条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

1) 変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・補助対象事業の内容のうち公共交通マップの作成を取りやめる場合

（注）公共交通マップの作成を取りやめて時刻表の作成を追加する場合及び補助対象事業全て取りやめる場合はこれに該当しない。

- ・補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合

（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

（様式）

- ・当該届出に係る様式は、調査等様式に定めるところによる。

2) 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知

書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・公共交通マップや時刻表の印刷部数を減らす場合

III. 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

1. 共通事項

①事業実施について

訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金のうち、地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

②軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第87条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第4－1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

③立地要件

訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受け入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域であって、以下のいずれかの地域の市区町村に立地するもの。なお、観光振興事業費補助金交付要綱第2条二に基づく指定市区町村は除くものとする。

- ・地域観光資源の多言語解説整備支援事業対象地域
- ・最先端観光コンテンツインキュベーター事業実施地域
- ・SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)
- ・食・駆けるプロジェクト実施地域
- ・「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中心とする観光拠点の整備に取り組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）
- ・国立公園関係地域
- ・先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業実施地域
- ・重要伝統的建造物群保存地域が所在する地域
- ・Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業実施地域
- ・2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会競技会場立地都市、ホストタウン、復興「ありがとう」ホストタウン、共生社会ホストタウン

- ・優れた着地型整備等の取組が行われ、顕著な実績の上がっていることが、外部有識者の意見を聴いた上で、認められる地域

④補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

⑤補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕のみに要する経費

⑥多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

⑦無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、シンボルマークの申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要で

ある。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用(※1)を導入することとする。(※2)

1) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

(※1) 利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

(※2) 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放時

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

(※3) メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人旅行者等)はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

⑧トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとしてJIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

2. 観光拠点情報・交流施設

①基本的な考え方

主要な観光地における観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会(体験・学習等)の提供を目的とした施設であって、訪日外国人旅行者を含む旅行者が隨時かつ快適に利用できる施設を対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するものを除くものとする。

②機能面の要件

以下の1)又は1)及び2)の全てを含む施設であること。

1) 地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人旅行者を含む旅行者に対して提供するもの。(観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。)

2) 上記に附帯して整備される、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場。(訪日外国人旅行者を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・

伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象外。)

(対象外の施設)

- ・訪日外国人旅行者の利用を想定していない施設
- ・観光拠点に関する情報提供や訪日外国人旅行者を含む旅行者に対する観光サービスの提供を主たる目的としたものではなく、公共空間としての趣旨になじまない施設（商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営するもの）
- ・地元物産品等の販売を主目的とする施設

③補助対象経費

1) 先進機能の整備

- ・VR (Virtual Reality 仮想現実) 機器
観光拠点に関する疑似体験ができる機器を整備するもの。
- ・デジタルサイネージ
観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。
- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。
- ・多言語案内・翻訳システム機器
観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

2) 無料公衆無線LAN環境の整備

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））で観光拠点情報・交流施設において実施するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

3) 多言語での情報発信に関する整備・改良

- ・案内標識
合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置するもの。
- ・掲示物
観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

- ・ホームページ

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

- ・コンテンツ作成

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

- ・案内放送

- 4) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

観光拠点情報・交流施設の新築・改良に係る設計・施工、観光拠点情報・交流施設の整備・改良に附隨して行う洋式トイレの整備及び機能向上等に要するもの。

- 5) その他

3. 外国人観光案内所

① 基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月改訂)に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーI以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

② 補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ただし、カテゴリーIに認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の補助対象経費は、1) のうち多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器並びに2) 及び5) に要する経費に限る。なお、カテゴリーII以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所は、1) から6) までに要する全ての経費を対象とする。

また、補助対象事業が広告等により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理程度であることとする。

- 1) 先進機能の整備

- ・VR (Virtual Reality 仮想現実) 機器

観光地の疑似体験ができる機器を整備するもの。

- ・デジタルサイネージ

観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの。

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

- ・多言語案内・翻訳システム機器

観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

2) 無料公衆無線L A N環境の整備

本事業の対象となる無料公衆無線L A N環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線L A N機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線L A N機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))で外国人観光案内所において実施するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線L A N環境の維持に関する経費は補助対象としない。

3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置するもの。

- ・掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。

- ・ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

- ・コンテンツ作成

観光案内所の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

- ・案内放送

4) 外国人観光案内所の整備・改良

観光案内所の新築・改良に係る設計・施工、観光案内所の整備・改良に附隨して行う洋式トイレの整備及び機能向上に要するもの。

5) スタッフ研修

多言語研修、接遇研修、視察研修、災害対応訓練研修で、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費、研修委託料。

6) その他

4. 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、災害等の発生時(予見される災害の発生に備えるために公共交通機関が通常と異なる運行を行う場合を含む。以下同じ。)における訪日外国人旅行者の受入れに関する以下の要件を満たす外国人観光案内所であって、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成30年4月改訂)に基づき、当該

年度における補助事業実施対象期間に、日本政府観光局によりカテゴリーI以上に認定をされている又は認定の見込みがあるものとする。

- 1) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- 2) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や外国人観光案内所が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- 3) 1) 又は2) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- 4) 訪日外国人旅行者の求めに応じて、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、訪日外国人旅行者が所有する情報端末への充電を行うために電源供給機器を使用させること。
- 5) 災害等の発生時において、英語のほか、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、その他の外国語による対応也可能であること。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 非常用電源装置

「①基本的な考え方」に示した訪日外国人旅行者の業務を実施するために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

2) 情報端末への電源供給機器

災害等の発生時において訪日外国人旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附隨するもの。

③情報端末への電源供給機器が利用可能である旨の情報発信

本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、外国人観光案内所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

5. 観光スポットの段差の解消

①基本的な考え方

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光地における代表的な観光スポット（同法又は地方自治体の条例等により整備が義務付けられている施設を除く。）における段差の解消を支援するものである。

②補助対象要件

1) 観光スポットについて

- ・「①基本的な考え方」に掲げる観光スポットであること。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する施設を除く。

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等をいう。

- ・地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用の状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて段差の解消を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

2) 段差の解消について

- ・1)の観光スポットに来訪する訪日外国人旅行者の大多数が通常利用する経路（以下「特定経路」という。）において行われるものであること。

・特定経路において、当該観光スポットの職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。

- ・エレベーター、スロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者が円滑に利用できること。

・訪日外国人旅行者に対して分かりやすく所在を示すものとし、以下のI)及びII)のいずれも満たすことあること。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。

I) エレベーター、スロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示すること。

II) エレベーター、スロープ等の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

③補助対象経費

段差の解消（エレベーター、スロープ等）の設置等に要する経費として、以下のものを対象とする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費や、外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費は補助対象としない。

1) 工事費

機器の購入及び工事（解体工事を含む。）に要する経費。

2) 附帯工事費

エレベーターやスロープ等の設置等に伴う通路、階段等の新設、移設及び改築等に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

3) 事務費

工事及び附帯工事に要する設計費及び工事監理費とする。

IV. 事業評価について

1. 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

交通サービスインバウンド対応支援事業及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱に規定する完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

②二次評価

1) 実施対象

交通サービスインバウンド対応支援事業及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業については、地方運輸局等が自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

2) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則

この要領は、平成28年度予算から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年度予算から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年度予算から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

第1条 この要領は、令和2年2月13日から施行する。

(受入環境緊急整備計画の策定)

第2条 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の会場、選手村、ホストタウンが所在する市区町村（以下「会場等所在市区町村」という。）、観光地域づくり法人（DMO）若しくはその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって会場等所在市区町村の区域において事業を行うもの又は協議会等（以下「会場等所在市区町村等」という。）は、受入環境緊急整備計画（以下「整備計画」という。）の策定に当たって、ホストタウン等緊急対策事業が一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものとなっているか留意すること。

- 2 地方運輸局長等は、交付要綱附則第5条第1項の規定により会場等所在市区町村等から整備計画の提出を受けたときは、当該整備計画の記載事項に不備がないか等を確認した上で、観光庁長官に進達するものとする。
- 3 観光庁長官は、交付要綱附則第5条第2項の規定により整備計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該整備計画を提出した会場等所在市区町村等に対し、その旨の通知をするものとする。

(交付要綱附則別表に規定する大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者)

第3条 大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株

式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

2 大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、一から四に掲げる事業とする。三、四に関しては、一、二のうちいづれか一つ以上を実施する場合に限り対象とする。

- 一 多言語観光案内標識の一体的整備
 - 二 地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化
 - 三 外国人観光案内所の整備・改良
 - 四 観光拠点情報・交流施設の整備・改良
- 2 次に掲げる施設・経費は、補助対象としない。
- 一 前項における第一号については、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を收受しなければ入場できない箇所。
 - 二 土地の取得に要する経費
 - 三 故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に要する経費

（多言語での案内標識・案内表示の要件）

第5条 多言語での案内標識・案内表示については、英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語の簡体字若しくは繁体字又は韓国語その他の必要とされる言語については、視認性や美観等に問題がない限り表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

2 禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJ I S Z 8 2 1 0に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

（無料公衆無線L A N環境の要件）

第6条 無料公衆無線L A Nの整備については、以下の要件を全て満たすものを対象とする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業の完了までに全ての要件を満たすこととする。

- 一 導入する無料公衆無線L A N機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 8 0 2 . 1 1 ac (Wi-Fi 5 (5 GHz帯)) 以上に対応していること。
- 二 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のイ又はロの認証方式を導入し、その方法を多言語にて明示すること。なお、災害時において無料公衆無線L A Nが開放されている場合又は屋内外問わず、利用者の容姿若しくは氏名の確認を取ることが可能な場所で使用される場合においては、これらの認証方式を導入することを要しない。
 - イ SMS (ショートメッセージ) 及び電話番号を利用した認証方式
 - ロ 利用者が以下の認証方式のいづれかを選択し、どちらか一方の認証で利用可能となるもの

- 1) SNS アカウントを利用した認証方式
- 2) 利用していることの確認を含めたメール認証方式。なお、メール認証方式については、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）はメール受信ができないため、手続きに係る最初の数分間はネット接続を可能とする又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となることに留意すること。

三 共通シンボルマーク Japan. FreeWi-Fi の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこと。

（多言語観光案内標識の一体的整備）

第7条 多言語観光案内標識の一体的整備は、訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的とするものを対象とする。広告により収益が見込まれる多言語観光案内標識については、原則として、広告による収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であるものに限る。

2 多言語観光案内標識の一体的整備は、訪日外国人を含む旅行者が整備計画区域内を周遊することが容易になるようデザインを統一した多言語観光案内標識を複数組み合わせることにより、全体として、以下の要件を満たすこと。

- 一 整備計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等の情報が提供されるものとなっていること。
- 二 観光スポットやその周辺における観光情報が提供されるものとなっていること。
- 三 一及び二には、多言語観光案内標識に地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォンや他のＩＣＴを活用した機器を利用するものを含む。

3 補助対象経費の種類及びその意義は、以下に掲げるとおりとする。なお、舗装等の周囲整備、観光スポット敷地内における施設案内を目的とした整備及び地域住民の利用を主たる目的とする整備に要する費用は、対象としない。

一 本工事費 多言語観光案内標識を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の多言語観光案内標識の改修に要する経費。

二 附帯工事費 多言語観光案内標識の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。

三 事務費 工事等に要する設計費及び工事管理費。ただし、基本設計のみの場合を除く。

四 コンテンツ作成 多言語観光案内標識の設置主体が訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の提供を目的として多言語観光案内標識に係るコンテンツの作成に要する費用。

五 無料公衆無線ＬＡＮ機器 多言語観光案内標識の設置に関わり、付帯して設置する無料公衆無線ＬＡＮ機器の購入に係る費用及び当該無料公衆無線ＬＡＮ機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。）であって以下の要件を満たすもの。

イ 前条に規定する無料公衆無線ＬＡＮ環境の整備に係る要件を満たすこと。

ロ 通信費等の当該無料公衆無線ＬＡＮ環境の維持に関する経費が含まれていないこと。

六 その他 多言語観光案内標識の整備に附隨するもの。

（地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化）

第8条 地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化は、整備計画区域内に所在する店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、整備される店内表示及びメニューの多言語化対応、先進的決済環境の整備、無料公衆無線ＬＡＮの整備、多言語対応、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化又は段差の解消等の移動円滑化を対象とする。なお、多言語対応、多様な宗教・生活習慣への対応力の強化及び段差の解消等の移動円滑化については店内表示及びメニューの多言語化対応、先進的決済環境の整備及び無料公衆無線ＬＡＮの整備の整備される見込みがある場合（既に整備されている場合も含む）に限る。

2 惣助対象経費については、以下のとおりとする。

一 店内表示及びメニューの多言語化対応

イ 多言語案内（デジタル表記のものを含む。）

二 先進的な決済環境の整備

イ キャッシュレス決済環境整備

三 無料公衆無線LANの整備

イ 以下に掲げる設備等の購入・設置に要する経費であって、口に掲げる要件を満たすものを対象とする。なお、主たる用途が無料公衆無線LANではない複合型の設備に内蔵されたものについては、無料公衆無線LAN機器本体、無料公衆無線LAN機器及び認証システム等の設定調整費として明確に区分することができる費用に限る。

1) 公衆無線LAN機器（セキュリティ対策に係るソフトウェア含む）

2) 受電設備

3) 送受信機

4) ケーブル

5) 収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック 等

6) 公衆無線LAN機器等の設定調整費

7) 認証システム（既存システムの設定調整費含む）

8) 詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費）

9) 一般管理費

ロ 附則第6条に規定する要件に加え、以下の要件を満たすこと。

1) 既に設置されている無料公衆無線LAN機器との連携を図る場合は、以下の3)と同様の措置を講ずるものに限る。

2) 電波の重なりを考慮した無料公衆無線LAN機器の整備計画を作成すること。

3) 利用者の利便性の観点から、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、附則第6条第2号に規定する方式により一度認証することで、接続できること。

四 多言語対応

イ 多言語案内・翻訳用タブレット端末

ロ 多言語案内・翻訳システム機器

五 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の継続的な受入環境の整備のため、惣助対象事業者が策定した具体的な取組の計画に基づき実施される実践的な対応のためセミナー等に要する経費であって以下に掲げるものを対象とする。なお、当該セミナー等の内容が公共性・公益性を有するものに限る。

イ 啓発事業

宗教や文化により食事や生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の受け入れに必要な基礎的な知識を普及するとともに、地域としての取組みを促し郷土料理等における実践的な対応のためのセミナー等の講師への謝金及び旅費、当該セミナー等に使用する会場借料及び資料の印刷製本費その他、受入環境整備のための学習や研究に要する経費

ロ 観察事業（啓発事業を実施する場合に限る。）

国内における先進的な取組を行う地域を観察するための旅費及び観察時に使用する資料の印刷製本費

六 段差の解消等の移動等円滑化

イ 出入口の段差解消

ロ 出入口・廊下幅の拡幅

ハ 床の段差解消

- ニ 車椅子使用者が利用可能な客席の整備
 - ホ 車椅子使用者用便房への改修
 - ヘ オストメイト用設備の設置
 - ト エレベーター又は段差解消用昇降機の設置
 - チ 点字、音声等による案内板等の設置
 - リ 視覚障害者用誘導ブロックの設置
 - ヌ 車いす使用者用駐車施設の整備
 - ル その他移動円滑化のために必要であると観光庁長官が認めた事業
- 3 以下の設備等の購入・設置に要する経費は、対象としない。
- 一 先進的な決済環境の整備のうち通信費等のLAN環境の維持に関する経費
 - 二 無料公衆無線LANの整備のうち以下に掲げる経費
 - イ 受電設備までの引き込み送電線
 - ロ 他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
 - ハ 監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）
 - ニ 電源設備（発電機・太陽光発電設備等）に関する経費
 - ホ 設置場所自体の整備に関する経費（土地の取得含む）
 - ヘ 伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く）
 - ト 通信費等の維持管理に関する経費
 - 三 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化のうち営利を目的とするものや販売行為を含むもの、特定の宗教を助長・促進することを目的としたもの、特定の認証制度を推奨するもの等に要する経費。

（外国人観光案内所の整備・改良）

第9条 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーI以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所の整備・改良に要する経費を対象とする。

- 2 補助対象経費については、以下のとおりとする。ただし、カテゴリーIに認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の整備・改良については、一のうちの多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器並びに二に要する経費に限る。また、補助対象事業が広告等により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。
- 一 先進機能の整備 次に掲げる設備の導入に要する経費
 - イ VR（Virtual Reality 仮想現実）機器
観光地の疑似体験ができる機器を整備するもの。
 - ロ デジタルサイネージ
観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの。
 - ハ 多言語案内・翻訳用タブレット端末
観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。
 - ニ 多言語案内・翻訳システム機器
観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。
- 二 無料公衆無線LAN環境の整備 附則第6条の要件を満たす無料公衆無線LAN環境を整備するものであって、無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用及び無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。）で外国人

観光案内所において整備するものを対象とする。ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

三 多言語での情報発信に関する整備・改良 次に掲げる設備の導入に要する経費

イ 案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置するもの。

ロ 掲示物

観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。

ハ ホームページ

観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

ニ コンテンツ作成

観光案内所の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。

ホ 案内放送

四 外国人観光案内所の整備・改良 外国人観光案内所（体験・交流スペースを含む。）の新築を含む整備・改良に係る設計・施工等に要する経費。

五 その他

（観光拠点情報・交流施設の整備・改良）

第10条 観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人を含む旅行者が隨時かつ快適に利用できるもの（以下「観光拠点情報・交流施設」という。）の整備・改良に要する経費を対象とする。

2 観光拠点情報・交流施設には、地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人を含む旅行者に対して提供するための施設（観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等）が設けられていること。

3 前項に規定する施設のほか、観光拠点情報・交流施設には、訪日外国人を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場（訪日外国人を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等）を設けることができる。なお、サービスの対価として収益を收受する場合には、原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は補助対象としない。

4 補助対象経費については、以下のとおりとする。

一 先進機能の整備 次に掲げる設備の導入に要する経費

イ VR (Virtual Reality 仮想現実) 機器

観光拠点に関する疑似体験ができる機器を整備するもの。

ロ デジタルサイネージ

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。

ハ 多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

ニ 多言語案内・翻訳システム機器

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

二 無料公衆無線LAN環境の整備 附則第6条の要件を満たす無料公衆無線LAN環境を

整備するものであって、無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用及び無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。）で観光拠点情報・交流施設において整備するものを対象とする。ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

三 多言語での情報発信に関わる整備・改良

イ 案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置するもの。

ロ 掲示物

観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

ハ ホームページ

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

ニ コンテンツ作成

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

ホ 案内放送

四 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

観光拠点情報・交流施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工等に要するもの。

五 その他

附 則

この要領は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年度予算から施行する。ただし、令和元年度予備費の補助金に係る事項は、従前の要綱による。

附 則

第1条 この要領は、令和2年7月3日から施行する

I. 交通サービス利便向上促進事業

（観光地での周遊や観光消費の増加を促すサービスの提供）

第2条 観光地での周遊・観光消費の増加を促すサービスの提供にかかる補助対象について
は、以下のとおりとする。

一 事業補助対象要件

補助対象となる実証実験は、以下の条件に該当する場合を対象とする。

イ 交通事業者を1社以上含むこと。

ロ 地方公共団体、公共交通事業者等又は観光事業者が実施する場合は、協定の締結等により相互に連携したものであること。

ハ 交通機関又は観光施設に係るフリーパスを提供すること。

二 補助対象経費

- イ 複数事業者間のデータ等を連携するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション（以下「連携基盤システム」という。）の購入・開発費（システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は除く。）
- ロ 既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費
- ハ 連携基盤システムの利用料（最大1年間）
- ニ 連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用
- ホ 連携基盤システムのセキュリティ対策費
- ヘ 連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済導入に係る費用
- ト 超小型モビリティ等の新型輸送サービスの運行に係る費用（車両費は除く。）
- チ 交通サービスの利用啓発に係る費用

II. 感染症対策事業

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、感染症対策機器等の整備

- 2 次に掲げる施設・経費は、補助対象としない。
 - 一 土地の取得に要する経費
 - 二 故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に要する経費
 - 三 ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費

（感染症対策機器等の整備）

第4条 感染症対策機器等の整備については、観光施設に来訪する訪日外国人旅行者の大多数が通常利用する経路において行われる感染症の拡大防止を目的とした機械器具等の整備を対象とする。

- 2 感染症対策機器等の整備の対象となる観光施設とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される以下の施設とする。
 - 一 由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内（庭園を含む）が優れている神社、寺院、又は教会。
 - 二 古代から近世に至る軍事や行政府等としての目的で建造された城跡、城郭、又は宮殿。
 - 三 鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園。
 - 四 動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館。
 - 五 歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館。
 - 六 特徴的な概念（テーマ）を表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設。

3 補助対象事業者は、感染症対策機器等の整備の対象となる観光施設に対して、感染症予防に必要な措置を講じさせることとする。

4 補助対象経費については、以下のとおりとする。

一 感染症対策のための機器

感染症対策のために観光施設に設置する赤外線サーモグラフィー等の機器の購入に要する経費。

二 附帯工事費

感染症対策のための機器の設置に直接要する経費。

三 事務費

附帯工事に要する設計費及び工事監理費。

5 交付要綱別表で規定する観光まちづくりに取り組む団体は、以下の事項を規約等で定める団体をいう。

一 目的

二 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

三 意思決定方法

四 解散した場合の地位の承継者

五 事務処理及び会計処理の方法

六 会計及び監査の方法

七 その他運営に関して必要な事項

別添 1

事業者名	路線名	区間
東武鉄道株式会社	伊勢崎線	加須～伊勢崎
	桐生線	太田～赤城
	小泉線	館林～西小泉、太田～東小泉
	佐野線	館林～葛生
	日光線	栗橋～東武日光
	鬼怒川線	下今市～新藤原
	宇都宮線	新栃木～東武宇都宮
	東上本線	東松山～寄居
	越生線	東毛呂～越生
西武鉄道株式会社	池袋線	東吾野～吾野
	西武秩父線	吾野～西武秩父
京成電鉄株式会社	東成田線	京成成田～東成田
	本線	京成成田～成田空港

小田急電鉄株式会社	小田原線	伊勢原～小田原
京浜急行電鉄株式会社	久里浜線	京急久里浜～三崎口
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線	豊橋～藤川
	豊川線	国府～豊川稻荷
	西尾線	上横須賀～吉良吉田
	蒲郡線	吉良吉田～蒲郡
	河和線	河和口～河和
	知多新線	上野間～内海
近畿日本鉄道株式会社	大阪線	三本松～伊勢中川
	山田線	伊勢中川～宇治山田
	名古屋線	箕田～伊勢中川
	鈴鹿線	伊勢若松～平田町
	湯の山線	湯の山温泉
	志摩線	鳥羽～賢島
	鳥羽線	宇治山田～鳥羽
	伊賀線	伊賀上野～伊賀神戸
	養老線	池野～揖斐
南海電気鉄道株式会社	南海本線	淡輪～和歌山市
	多奈川線	みさき公園～多奈川
	加太線	紀ノ川～加太
	和歌山港線	和歌山市～和歌山港
	高野線	紀伊細川～極楽橋
南海電気鉄道株式会社	鋼索線	極楽橋～高野山
京阪電鉄株式会社	石山坂本線	滋賀里～坂本
山陽電気鉄道株式会社	本線	藤江～山陽姫路
	網干線	飾磨～山陽網干
西日本鉄道株式会社	全路線	全区間

調査等様式（日本工業規格A列4番）

令和　年　月　日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称 印

令和　年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
(交通サービスインバウンド対応支援事業)交付決定変更届出書

令和　年　月　日付け第　　号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の(内容・経費の配分)を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて届出します。

記

1. 事業の種別

2. 変更事項及びその内容

3. 変更する理由

4. 補助金交付申請書(写)に変更する部分を上段に()書きで2段書きした書類

5. その他参考となる書類